

社会・援護局主管課長会議資料

平成14年3月4日（月）

社会・援護局 監査指導課

	目	次	
			頁
第 1 説明事項			
I 平成14年度における生活保護法施行事務監査について-----			1
II 平成14年度における指定医療機関に対する指導及び検査について--			3 6
III 平成14年度における指定医療機関に対する指導及び検査について--			3 6
IV 平成14年度における保護施設に対する指導監査について-----			3 7
第 2 連絡事項			
I 平成14年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せ会について--			4 7
II 生活保護関係等会議及び研修会の実施予定について-----			4 7
第 3 参考資料			
I 生活保護関係-----			5 2
II 保護施設関係-----			7 3

I 平成14年度における生活保護法施行事務監査について

最近の保護動向を見ると、雇用情勢の悪化や高齢化等の進展により、引き続き増加傾向で推移しており、被保護人員は平成13年9月現在で約114万人に達している。生活保護の対象は高齢者、傷病障害者世帯の要援護者が中心となっており、とりわけ高齢者世帯、中でも単身世帯が増加している。

こうした中で、福祉事務所の実施体制について見ると、現業員の4分の1が毎年人事異動の対象とされ生活保護の現業経験のない者が増加しているほか、社会福祉主事の無資格者も増えている。また、現業員が標準的配置数に比して不足している福祉事務所が1割を超える状況にある。加えて、現業活動を指導、支援する査察指導員で現業経験を有しない者が全体の3割に達する等、福祉事務所の実施体制の強化が大きな課題となっている。

平成13年度の国の指導監査結果から、ケースの事項別指摘状況を見ると、①訪問調査活動が不十分なため被保護世帯の生活状況等が適切に把握されていない、②処遇方針がケースの実態に対応していない、③収入申告書等が適切に徴取されていない等の保護の決定実施上の基本的事項に問題が見られるところである。また、不正受給についても福祉事務所の取り組みにもかかわらず、依然として相当数発見されており、平成12年度においては、5,617件、約40億円と増加を示しているところである。

(参考)

1 個別ケースの指導・指示率（厚生労働省実施分）

	平成12年度	平成13年度
検討総数 A	4,432 ケース	4,615 ケース
文書指摘数 B	2,372 ケース	2,220 ケース
指 摘 率 B/A	53.5 %	48.1 %

2 ケース検討における主な事項別指導・指示の状況（厚生労働省実施分）

	平成12年度	平成13年度
訪問調査活動の充実強化	876 ケース	868 ケース
適切な処遇方針の樹立	331 ケース	339 ケース
収入申告書の徴取	191 ケース	174 ケース
扶養能力調査	773 ケース	656 ケース

については、平成14年度における生活保護法施行事務監査に当たっては、別紙1「生活保護法施行事務監査事項（案）」（以下、「監査事項」という。）に基づき、特に以下の点に留意の上、実施することとされたい。

なお、監査事項は地方自治法第245条の9に定める処理基準となるので、留意願いたい。

1 福祉事務所の指導監査における重点事項

（1）保護の適正実施の推進

ア 保護の相談時における助言指導

面接相談に当たっては、制度の趣旨が正しく理解されるよう説明するとともに相談内容に応じた懇切丁寧な説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。

イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

（ア）資産及び収入の把握

収入、資産等の関係先調査は、従前より重点事項として指導をお願いしてきたところであるが、今般、会計検査院による平成12年度決算検査報告では、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告により9都県市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、29ケースで1億3百万円の不当支出の指摘を受けたところである。

については、就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出するよう指導し、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査等を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

特に、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努める

よう指導すること。①所有を容認し、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。

②自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われるよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底

扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、世帯から転出した子や生別母子世帯の前夫に対する調査を重点的に行うよう指導するとともに、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内又は近隣市区町村に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 処遇方針の樹立及び訪問調査活動等の推進

処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が不十分なため、処遇方針が形式的、画一的となりケースの実態と乖離する等処遇方針として適切でないものがみられる。

したがって、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で樹立するとともに、自立助長選定ケースや処遇困難ケース等については、ケース診断会議での検討等、組織的な対応を進めよう指導すること。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなるよう指導すること。

訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位に付け、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等から生活状況等を聴取するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

(エ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められ、保護の実施機関は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導を行う必要がある。

このことから、就労可能な被保護者に対しては毎月収入申告書を徴取し、また、就労していない者に対しては毎月求職活動状況申告書を徴取し、就労・求職状況管理台帳を作成の上、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、公共職業安定所への同行訪問等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、状況に応じ転職指導を行う等積極的な增收指導を行うよう指導すること。

なお、稼働能力がありながら就労指導に従わない者に対しては、法第27条に基づく文書指示を行うよう指導すること。

(オ) 不正受給防止対策の徹底

平成12年度において不正受給として措置したものは、5,617件、約40億円と増加している。不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、課税調査等が不十分等の事由により生じた事例も少なくない。

については、収入申告内容に疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税調査を実施し、調査結果と収入申告の内容との照合を行うとともに、その後の処理状況を適切に把握するよう指導すること。さらに、各種年金等についてはその受給権の有無及び受給状況を被保護者からの聞き取り及び年金担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査（原則として5年）、預貯金等の関係先調査の実施を行う等、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

（2）要援護世帯に対する指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が被保護世帯の8割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、次のような各種保健福祉施策等の活用を図るよう指導すること。

ア 高齢者等がいる世帯について、介護保険制度等による介護サービスの活用

イ 傷病、障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施策等の活用

（3）医療扶助の適正運営の確保

ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を指導すること。

エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な処遇方針を定め、被保護者に対する指導援助が適切に行われるよう指導すること。

オ 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付については、受入先の確保のための被保護者に対する指導援助及び給付に係る事務手続きが適切に行われるよう指導すること。

（4）介護扶助の適正運営の確保

介護扶助の内容について十分に理解し、保護の決定及び実施に支障が生じることなく、適切に運営されるよう指導すること。

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導を行うこと。

(5) 組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要保護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員、現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年の人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加等を指導する等、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあっては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等して、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われないケースが生じたり、年金等の申請手続きの遅れ等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなる。

については、本庁において「査察指導台帳」の作成等を盛り込んだ査察指導員業務マニュアルを策定する等して、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導を要するケースについては隨時必要な指示ができるような体制の確立について指導すること。

2 都道府県・指定都市本庁の指導監査の実施について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令及び取扱指針等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護政策の適正かつ効率的な運営を確保するために重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施にあたっては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

（1）組織的運営体制の整備について

ア 本庁の指導監査担当職員においても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しており、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の体制強化は緊急の課題となっている。

については、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

（2）福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施について

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。このため各福祉事務所毎の「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、組織的運営体制に関わる事項、本庁の示した標準的基準の実施状況等制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

（3）指導監査結果に基づく是正改善指示について

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全てが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげての取組を行う必要がある。

については、監査結果の問題点等については、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況について確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題の所在を十分認識させるとともに、問題の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導の徹底を図ること。

（4）小規模福祉事務所に対する指導上の配慮について

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約4割を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

については、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

3 都道府県・指定都市本庁に対する指導監査について

国が行う指導監査は、本庁が行う各福祉事務所に対する指導監査の実施状況を確認し、その指導を行ういわゆる「後見的監査」の見地から実施するものであり、本年度においては、別紙2「都道府県・指定都市本庁に対する指導監査の主眼事項及び着眼点（案）」に基づき行うこととしているので了知願いたい。

4 不祥事の発生防止について

近時、福祉事務所職員が保護費を着服する不祥事が発生しているが、このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。

については、従前にも増して、次の点に留意の上、管内福祉事務所に対して研修、指導監査等を通じ必要な指導を徹底し、不祥事発生の未然防止に万全を期されたい。

- (1) 保護の開始、変更、一時扶助等の臨時の経費の支出及び費用の返還・徴収等の決定に伴う審査及び点検は不正を未然に防止する仕組みとし、内部相互けん制機能が十分發揮されるよう組織機構上の審査体制を確立すること。
- (2) 保護金品の支給、返還金の徴収等金銭の出納に関わる事務処理は、現業部門と区分し、庶務係又は経理係が行うこととし、現業員等は「一切現金を扱わないこと」を徹底すること。
- (3) 経理状況の点検（金銭の取扱いが複数の職員によりチェックされる体制の確立等を含め定期又は隨時に行う関係帳簿との照合等）を自主的内部点検として実施すること。
- (4) 査察指導員が個別ケースを直接担当しないこと。
- (5) 各福祉事務所において、所内の研修・会議等を通じ不祥事発生の防止について意識の喚起に努めること。

生活保護法施行事務監査事項（案）

主眼事項	着眼点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p>
<p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>社、社会保険事務所等)調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に収取されているか。</p> <p>ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3) 介護保険利用の把握状況</p> <p>要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。</p> <p>また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できるときは、実地に調査されているか。</p> <p>ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>オ 別世帯において健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。</p>
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p> <p>ア 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握</p>	<p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。</p> <p>また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p> <p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。</u></p> <p><u>ア 稼働収入の把握</u></p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与明細書等挙証資料の内容審査（稼動日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p><u>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</u></p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。<u>必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</u></p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、<u>必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認</u>されているか。</p> <p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p><u>(3) 年金等の受給資格の確認</u></p> <p>一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p><u>(4) 扶養能力調査の実施</u></p> <p>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深浅、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進</p>	<p>1 処遇方針の設定 (1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。 (2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。 (3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。 (4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>2 訪問格付の設定 (1) 訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。 また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。 (2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。 また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>3 訪問調査活動の状況 (1) 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定する等計画的に実施されているか。 特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>少ないケースはないか。</p> <p>(2) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>(3) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>(4) 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。 また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>(5) 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動が行われていないケースはないか。</p> <p>(6) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p>
(3) 稼働年齢層の者いるケースに対する指導援助の推進	<p>1 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。 また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>切に行われているか。</p> <p>2 自立助長の指導状況</p> <p>(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況<u>申告書（毎月）</u>の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p>(2) <u>稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳で適切に把握されているか。</u></p> <p>(3) <u>自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分に行われているか。</u> また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>(4) <u>自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</u></p> <p>(5) <u>稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</u> また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(6) <u>稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</u> また、転職を含む增收指導が行われているか。</p> <p>3 自立助長ケースの選定 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。</p> <p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求め</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。</p> <p>(2) 毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。</p> <p><u>また、その後の処理状況が適切に把握されているか。</u></p> <p>(3) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。</p> <p>また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p>
2 要援護世帯に対する指導援助の充実	<p>1 個別具体的な指導援助の充実 (1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ア 要援護世帯のニーズに応じ、各種保健福祉施策等の活用は図られているか。</p> <p>(ア) 高齢者等がいる世帯について介護保険制度等による介護サービスの活用が図られているか。</p> <p>(イ) 傷病・障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用は図られているか。</p> <p>イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(2) 母子世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p>